

部会発表要旨

日本史部会

一、入宋僧成尋と宋商人陳詠の関係性―『參天台五台山記』を通して―

広島大学 何 家豪

本報告は『參天台五台山記』に基づいて入宋僧成尋と、成尋の通事、宋商人陳詠との関係性を焦点にする。今までの先行研究において、陳詠は献身的に成尋に協力し、後に出家して成尋の弟子になるまで繋がりが深い熱心な宋人である視点が主流である。一方、宋皇帝の名目で日本の年紀制に対応し、日宋貿易を行うために剃度した商人だという指摘もある。しかし、どちらも陳詠という人物の一面にすぎず、彼の行った行動への立体的理解は欠如のままであり、それによって成尋と陳詠の関係性は未だ不十分であると考える。

陳詠は最初から献身的に協力するつもりだったのか、或は計画的に貿易のためだったのか、貿易を有利にしようとする動機やタイミング、出家を選ぶ経緯など、日記中の行動に合わせてその意味を検討する必要がある。それによって、成尋と陳詠の関係を再構築した上に、十一世紀後半の日宋貿易を行う宋商人の地縁的人間関係、人的ネットワークを再検討する。

二、白河・鳥羽院政期における定穢の意義

広島大学 森木 琉

日本古来の思想習俗である穢は神事の遂行を妨げるものであり、平安時代においては「目の前にある事物が穢かどうか」を判断する「定穢」という政務が行われていた。本報告は堀河親政期〜鳥羽院政期の定穢について、政務処理構造の分析を通してその意義を考察する。

当該期の定穢について三橋正氏は、院が最終判断権を持ち、その下で撰関が決裁に至るまでの政務的手続きを主導していたものの、これは明法家の勘申に依拠しており、撰関・院は判断能力を欠いていたとして、「定穢の空洞化」を指摘している（撰関末・院政期の定穢）（『日本古代神祇制度の形成と展開』法蔵館、二〇一〇年、二〇〇三年初出）。

しかし、明法家の勘申の利用如何も含めた最終的な判断は院・撰関に委ねられており、両者の判断能力を否定することには与しえない。今一度政務処理構造における各人の役割を明らかにし、「定穢の空洞化」という評価が妥当かどうか検討すべきだと考える。

三、鎌倉期九州北東部における東国御家人の政治史的展開―守護の「権限」の見直しを中心として―

九州大学 進 竜一郎

本報告は、鎌倉期、九州北東部に展開した御家人の動向を分析することで、幕府による地方支配の実態を再検討するものである。

従来、鎌倉幕府の地方支配は守護・地頭を中心に論じられてきた。それに対し近年では、特に守護研究の文脈上で、六波羅探題や鎮西探題などの広域支配機関が果たした役割に注目が集まっており、幕府による地方支配は多様かつ複線的な回路によって実現されていたという見方が提示されている。すなわち、守護の位置づけ自体を相対化する動きが強まっているのである。

このような研究史を踏まえた上で、本報告では、守護の「権限」とされてきたものを相対化するために、あえて「守護」という枠組みを外して九州北東部に展開した御家人の政治史的動向を分析することにより、「検断や賦課などの役割を誰が果たしていたのか」という実態を追究する。御家人という政治主体の分析を通じて、幕府による地方支配の実態を問い直したい。

四、大内氏の出雲国侵攻と西日本の諸勢力

島根大学 長谷川 博史

周防国大内氏は、天文十一年（一五四二）に出雲国へ侵攻し、尼子氏の本拠であった富田城下まで攻め寄せたが、天文十二年に撤兵を余儀なくされ、大敗北を喫した。十六世紀前半の中国地方の政治史は、大内氏と尼子氏の対立を軸に描かれることが多いが、大内氏の出雲国侵攻はその最大の山場であったと言える。

ただし、この戦争は、大内氏と尼子氏の攻防というとらえ方だけでは理解しえないものと考えられる。近年、大内氏の出雲国侵攻を題材に、戦争の多面性を重視する見解が示されていることも、そのことと関連して示唆的である。

本報告では、畿内から東アジア海域に及ぶ特異な影響力を有した十六世紀前半の大内氏と、一五三〇年代の積極的な軍事行動によって畿内・西国諸勢力との連携を急速に拡大させた尼子氏の決戦が、日本列島西部の全体的な時代の転換と密接に関連していたことを確認

し、この戦争固有の意味とその後の歴史に与えた影響について検討したい。

五、戦国末期における大友氏・足利将軍の関係と豊芸和睦交渉

広島大学 篠田 諒平

戦国末期の大友氏は大内氏の滅亡後、北部九州をめぐって毛利氏と対立したが、将軍足利義輝により毛利氏との和睦を命じられた（豊芸和睦交渉）。先行研究では、豊芸和睦交渉の開始の経緯や、同交渉が大友氏にどのような影響を与えたのか曖昧な部分が多いうえ、将軍足利義昭も大友・毛利両氏に和睦を命じているが、交渉の過程や大友氏と将軍義昭の関係など、不明な点が残る。

また、足利将軍の和睦交渉に関する研究では、将軍の地方政策として和睦交渉がどのように展開していたのか、段階差が意識されているとは言い難い。そのため、豊芸和睦交渉の過程を検討するうえで、足利将軍の和睦交渉の段階差にも注意を払う必要がある。

そこで本報告では、将軍足利義輝・義昭による和睦交渉を整理しながら、豊芸和睦交渉の過程を検討し、同交渉の大友氏への影響について明らかにする。そして、戦国末期の大友氏と足利将軍との関係についても考察したい。

六、大友氏の武家儀礼―「当家年中日記」と他史料を比較して―

大分市教育委員会文化財課 広津留 三紗

豊後国を没収された二十二代大友義統は、水戸に移された文禄四年（一五九五年）に、大友家で行われた年中行事をまとめた「当家年中作法日記」を残している。大友家にはこれ以外にも先例をまとめた史料があり、「当家年中作法日記」の記述を中心に、全盛期の大家家で行われた年中行事の内容はかなり明らかになっている。

これらの年中行事は、大友氏が十六世紀初頭から中頃にかけて、室町将軍家の年中行事や作法といった武家儀礼を規範として導入したものとされる。武家故実書の行事を比較すると、その半数は将軍家で行われたものと重なるという指摘がある。将軍家からの影響は大きく、上記の指摘も首肯するところであるが独自の部分への視点が欠けている。

よって、本報告では一次史料に見られる大友氏に関する行事の記述や、室町将軍家など他家で行われた年中行事を記した武家故実書の内容との比較から大友家の年中行事と他家と

の違いを明らかにしたい。

七、豊臣期毛利氏の広島築城

広島大学 中原 寛貴

広島城は、豊臣期の大名毛利氏が築いた城である。『新修広島市史』や『広島県史』では、広島築城は、上洛して聚楽第や大坂城を見物した毛利輝元が、新たな城郭を建設したいと取り組んだ事業、つまり輝元の主体的な判断によって実現したものと理解されてきた。しかし近年、本多博之氏は「広島築城も秀吉の気持ちを押し量った、つまり付度した結果」と指摘した。

こうした研究史の現状を鑑みると、広島築城は、豊臣政権と大名毛利氏の関係性をふまえて理解する必要がある。より具体的には、いつ、広島城が完成したのかという疑問を解決したい。なぜなら、広島城の完成をどう捉えるのかは、広島城やその城下町が建設された目的、吉田郡山城から広島城に毛利氏の本拠が移転された理由、家臣団の城下町集住の実態に迫ることにつながるからである。

そこで、以上の視角から本報告では、毛利氏の広島築城について、建設事業の実施段階と完成段階、さらに再整備の段階にわけて検討し、その歴史的展開を考察したい。

八、幕末期広島藩における農兵と諸隊

広島大学 鈴木 淳

一九世紀に入り極東に進出する欧米諸国との接触が増加すると、海防の強化が喫緊の課題として認識された。その対策として、兵農分離の原則を緩める形で整備されたのが、百姓を軍事力に組み込む農兵である。また、政局の不安定化により内戦の危機が強まると、農兵に加えて、兵賦や諸隊といったより実戦的な軍事組織が編成された。こうした武士以外の身分からなる軍事組織についての研究は、兵賦や長州藩諸隊を中心に厚い蓄積があるが、階級闘争としての側面や軍制に関心を置いたものが多いため、画期的な出来事であったにも関わらず、身分制社会に与えた影響を真正面から評価するものは、多くは見られない。

そこで本報告では、第二次長州征討という「実戦」を経験した広島藩を中心に、農兵と諸隊の差異について考察を行い、身分制社会の中で、百姓が何を目的として「武」に参画して

いったのか、また、藩は彼らに何を期待したのか検討したい。

九、中央教育審議会・第二六特別委員会中間報告「高等教育の改革に関する基本構想」と国立大学法人化構想

広島大学七十五年史編集室 石田 雅春

平成一六年四月に実施された国立大学法人化は、小泉純一郎首相が進めた聖域なき構造改革の一環として理解されることが多い。しかし、国立大学を法人化するという構想は、中央教育審議会が昭和四六年六月に発表した「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について（答申）」（通称、四六答申）において言及されたのが最初の事例である。

四六答申については各方面から批判の声が上がり、その提言はほとんどが実現しなかったと評価されることが多い。しかし直ちに実行に移されなくても、期間をおいてから採用された提言も少なくない。そこで本報告では四六答申の基となった第二六特別委員会中間報告「高等教育の改革に関する基本構想」の形成過程を分析し、法人化構想が登場した経緯を明らかにする。

なお、中間報告が策定された昭和四五年は、折しも大学紛争がピークを迎えていた。この点についても本報告では留意したい。

西洋史部会

一、共和政末期ローマにおける政治文化 *hostis* 宣言の分析を通じて

広島大学 持田 歩

hostis 宣言とは共和政末期ローマにおいて、有力政治家が自らの政敵を「*hostis*＝公敵」とし、その排除を狙って使用された元老院決議である。宣言された者は法の保護の外に置かれ、殺害を許可された。共和政期においては、前八八年のスッラによる最初の事例を皮切りに、前四〇年のオクタウィアヌスによる事例まで繰り返し用いられた。この宣言についての包括的な研究として *Alley* (二〇一二) があるが、氏は宣言そのものの性質・整理を主眼にしており、宣言過程における有力政治家の言動の意図や、宣言から伺える当該時期の政治文化については十分に検討していない。

本発表では宣言の詳細な分析を通じて、宣言のイニシアティブをとった有力政治家は元老院決議を通じてその権威を利用しつつ市民と元老院双方を注視する必要性があったこと、および自らの政敵を *hostis* とし、暴力の使用を正当化する政治文化が構築されていたことを論ずる。

二、オクタウィアヌスとコインによる自己宣伝戦略

広島大学 今 雪乃

他に類を見ない多様なデザインを持つ古代ローマのコインは、公職者や皇帝によって自己宣伝のメディアとして利用されていた。後に初代ローマ皇帝アウグストゥスとなるオクタウィアヌスも例外ではなく、コインに描くデザインや銘を重要視していた。

Robert Newman は一九九〇年、アントニウスとオクタウィアヌスのコインを比較した研究を発表した。彼はコインを通じて両者の対話を取りあげ、前四三年の協定は表面的なものに過ぎず、常に互いを出し抜く機会を伺っていたという見解を示した。その一方で、前三五年から前三二年の間、オクタウィアヌスは一枚もコインを造幣していない。この期間はアントニウスとの戦争に踏み切る準備段階であり、市民や軍隊の支持を最も欲していたはずである。本発表ではオクタウィアヌスのコインによる自己宣伝の実態を明らかにし、オクタウィアヌスとアントニウスの関係性や当時の社会状況などから、Newman が触れていない空白期間の意味について分析を試みる。

三、ケルト人侵略とポリスの記憶―アテナイを事例として―

京都府立大学 酒嶋 恭平

ケルト人のギリシア到来はヘレニズム文明の確立に決定的な役割を果たした。ケルト人というペルシアに代わる「新たな蛮族」に対する戦勝により、ヘレニズム時代にエーゲ海域で勢力を得たアイトリア連邦やヘレニズム王朝といった政治主体は「文明の守護者」として自己表象を確立することに成功した。しかし、こうした理解は古代におけるケルト人表象のごく一部を捉えたに過ぎない。近年の研究は、ケルト人に関する古代のステロタイプを相対化し、様々な次元におけるケルト人表象やそれがヘレニズム時代のギリシア人の思想に果たした役割を問い直している。こうした研究動向を踏まえ、本報告では、アテナイを事例と

してポリス・レベルでのケルト人侵略の記憶の在り様を検討する。アテナイは前二七九年にテルモピュライにてケルト人と交戦し、敗北したが、しかしこの戦いに関与した將軍や戦士は後にアテナイで顕彰された。その名誉に関する証言を手掛かりに、アテナイにおけるケルト人表象とその同時代的意義を検討したい。

四、近代揺籃期バルセローナの都市への移民と開かれたギルド

「絹織物ギルドの徒弟契約(一七八二―一八二四)と司教区婚姻記録の交差から」

慶應義塾大学 山道 佳子

近代化の過程で移民が都市人口増大の決定的要因となったことには異論がない。加えて近年のギルド研究は、ギルドの徒弟制度が市外からの移民の受け入れに大きな役割を果たしたことを明らかにしている。当該時期のバルセローナにおいても、人口の半数以上が市外からの流入者で、ギルドの徒弟の六〇〜八〇％は市外出身者だった。しかし、これらの移民の流入後の実態を示す史料の欠如から、彼らの産業化への貢献や、他地域への技術伝播における役割を実証的に示すことはできてこなかった。本研究では同市絹織物ギルドの徒弟九三六人のデータと司教区婚姻記録の交差から、市外出身の徒弟の結婚時の居住地と職業、経済状況を明らかにし、同時に多くの移民を送り出した村の事例の質的分析を通して、徒弟のライフサイクルの中での移動という観点から、都市へのからの移動におけるギルドの役割を検討する。(本報告はバルセローナ大学研究グループPUGでの共同研究の成果である。)

五、イギリス自治領カナダにおける学校教育と身体鍛錬―オンタリオ州を事例に―

九州大学 松本 大輝

英帝国史研究では、一九世紀中葉以降の帝国思想の伝播と帝国全体の紐帯形成に際し、パブリック・スクール(P.S)教育の果たした役割が広く知られている。特に「帝国の忠実なる長女」と言われるカナダ・ドミニオンの場合、P.S 模倣校の設立とともに、そこで教育を受けた青年男子がボーア戦争や第一次世界大戦に率先して従軍する光景が見られた。この事実は、当時の英帝国におけるP.S教育の浸透と規律化された身体との連関を問うものである。しかしながら、そのような観点からP.Sならびに模倣校の教育カリキュラムを検討した研究はいまだ少ない。そこで本報告では、一九二〇世紀転換期にオンタリオ州のP.S模倣校で実

践された「身体鍛錬」に着目し、そこで用いられた教科書やレビューを分析することで、カナダ・ドミニオンにおける教育と規律化された身体、ならびに帝国思想やカナダ・ナショナリズムとの連関を検討し、そこから英帝国史の再考を図りたい。

六、ワイマル期からナチ期のドイツ・シオニズム再考―ポピュリズムの観点から

広島大学 長田 浩彰

報告者は、基盤²⁾による一九世紀北米ポピュリズムの起源を探る共同研究の分担者として、二〇世紀ドイツ・ユダヤ人社会内での対立をポピュリズムの観点から考察している。同研究で得られたポピュリズムの共通認識は、「自らを『人民』(ピープル)と称する人々が、利己的で反民主的で反道徳的であるとみなす『既得権益層』(エリートあるいはエスタブリッシュメント)に対して発する怒りの言葉」それを表現した政治思想「政治スタイル」政治運動」ということである。またそれは、エリートと人民とを二項対立で位置づけて人々を動員していく単純な構図を特徴とするので、それが発生した地域と時代の状況に適合するため、様々な要素をその中に吸収でき、左右両派が自らのイデオロギーと結びつけて利用している。本報告では、ワイマル期からナチ期におけるドイツ・シオニズムを、ドイツ・ユダヤ人社会においてポピュリズムの観点から再考してみたい。

七、オーストラリア北部準州におけるアボリジナル・アートをめぐる政策の変容

―現代ダーウィンのアート実践に関する予備的研究―

大阪大学 杉山 暁子

オーストラリア北部準州は、二〇〇四年から二〇〇六年にかけて、年間平均一四〇万人が訪れた。大半は国内観光客(七五%)で、残り(二五%)は海外からの観光客であった(Australia Bureau of Statistics)。カカドウ国立公園を主な訪問先とする観光業は、北部準州の経済に大きく貢献している。さらに、北部準州はアートが先住民の土地権回復の象徴とされた土地である。二〇〇七年からダーウィン・アボリジナル・アートフェアが開催され、先住民によるアート振興の一端を表象する都市でもある。このような娯楽性と多様性を象徴するダーウィンのアボリジナル・アートの実践は、どのような経緯を経て形成されてきたのか。ダーウィンは、一九四二―四三年の日本による爆撃、二〇〇六年以降のウォーターフ

ロント再開発を経て、国内観光客の保養地として発展してきた。しかし、先住民のアート実践と政策に関する実証的な研究は限られている。

本発表では、ダーウィンとその周辺地域における諸実践の様態とその変化から見えるアボリジナル・アートをめぐる政策の特徴について報告する。

東洋史部会

一、「ドイツ商」遠東鋼絲布廠 (Far East Card Mfg. Co.) について

島根大学 富澤芳亜

遠東鋼絲布廠は、一九三〇年八月一日にドイツ人エーリッヒ・カイザー (Erich Kayser) と陳緯千が上海で創業した中国最初の針布製造企業であり、同社は、中華人民共和国の建国時においても中国唯一の針布工場だった。針布 (Card) とは、綿糸や毛糸の製造に必須の重要部品である。国民政府も針布の重要性を理解しており、第二次大戦終結直後に、同社をドイツのアーヘンで「純粹のドイツ企業」として設立され、上海に工場を構えた「敵偽産」とみなして接収したのである。しかしカイザーと陳は、同社の所有権の確認を求める民事裁判を起こして、国民政府に対抗しようとした。本報告ではこの裁判記録を用いて、一九三〇～四八年の同社の活動を解明する。これまで近現代の中国における紡織機器や部品の自給過程に係わる研究では、日本、中でも在華紡の影響力の大きさが指摘されてきた。本報告により、中国の紡織機器の自給過程におけるドイツ企業の影響という新たな一面を明らかにできよう。

二、近代的刑法典制定後の中国における刑事裁判

―一九三五年刑法の保安処分規定をめぐる動向を中心に

埼玉大学 久保茉莉子

本報告は一九三五年刑法施行後の中国における保安処分をめぐる議論と刑事司法の実情を分析することで、清末民国期に進められた近代的法典編纂事業の意味を検討するものである。国民政府の下で一九三五年に公布・施行された中華民国刑法（一九三五年刑法）は、清末に始まる近代的法典編纂事業の一つの成果であり、近現代中国における刑事法の変遷を見ていく際、決して無視できない刑法典である。そして保安処分の創設は、同法制定時の

重要な特徴として先行研究においても注目されてきた。しかし一九三五年刑法施行後の保安処分への運用状況は十分に明らかにされておらず、刑法典中に保安処分が規定されたことが中国社会にいかなる影響をもたらしたのかについて、なお検討の余地がある。そこで本報告では、国史館（台北）や上海市檔案館所蔵の文書類、『司法院解釈彙編』、『司法統計』、その他当時出版された書籍や雑誌等を史料とし、一九三〇～四〇年代の中国における保安処分をめぐる議論や、保安処分の執行状況を含む刑事司法の実態を分析する。

三、戦後台湾の司法権独立をめぐる政治的対立 一九六〇—一九六四

東京経済大学 吉見崇

中国共産党との内戦に敗れた中華民国政府は、一九四九年に台湾へ敗走した。戦後台湾政治では、中国国民党の「改造」などによって独裁的な面が強まっていくが、中華民国の統治体制は一九四七年に中国大陸で公布・施行された中華民国憲法に規定されていた。すなわち戦後台湾政治は、独裁的な潮流と憲政（民主）的な潮流が拮抗しながら成り立っていた。ただ、これまでの研究では、一九六〇年の蔣介石総統三選と、それに抗う雷震らの勢力が『自由中国』事件によって壊滅的打撃を受けたことにより、一九六〇年代台湾政治では、憲政（民主）的潮流が完全に伏流した、と理解されてきた。本報告はこのような理解に対して、一九六〇年代においても中華民国憲法体制の運用が一定程度機能したことを明らかにしようとするものである。具体的には、司法権の独立をめぐり、中華民国憲法体制を構成する諸機関がいかなる論争やどのような対立、合意をしたのか、その政治過程を分析する。

四、琉明関係史における久米村人の活動と久米村内の職制—久米村家譜を中心に—

広島大学 白石廣太郎

海域アジア世界において中継貿易による繁栄を享受した琉球にとって、朝貢を含む外交が重要な位置を占めていたことは言うまでもない。久米村人が外交文書の作成等にも携わっていたことから明らかのように、久米村は琉明関係史において重要な役割を担っていた。しかしながら、久米村人たちが如何なる形で明朝への進貢に関与していたか、そして久米村内に如何なる職制が敷かれていたかについて、十分に明らかにされているとは言い難い。そこで、本報告では、彼らの家譜史料を主な分析史料として、一四世紀後半から一七世

紀半ばにかけて、久米村内において正議大夫・通事・長史などの役職に就任した久米村姓の人物について、包括的にデータを集成した上で、彼らがどのような昇進の過程を辿ったのかを分析する。これらを通じて、久米村の姓の中で、正議大夫といった高位の役職に就任する者の多い有力姓が存在したことを明らかにする。また、一六世紀中葉にかけて、朝貢体制が弛緩するに伴い、進貢業務以外にも関与する久米村人たちが出現した。このように急激に変化する国際情勢の中で、久米村人たちはどのように対応したのかについて考察する。

五、「ベトナム漢喃研究院・国家図書館所蔵家譜」の作成と分析

大阪大学 趙浩衍

ベトナム家譜は、中国の宗譜、朝鮮の族譜、琉球の家譜と並んで、当時の家族制度を分析するための家系資料として注目されてきた。そのため、人類学では、中国とは異なり、東南アジアと親縁性を持つ家族制度を表す史料として理解されてきた。一方、歴史学では、ベトナム家譜に当時の政治・社会に関わる多様な情報が書かれていることから、史料の制約を乗り越える資料として注目されてきた。しかし、利用実態は関心部分の抜粋利用に留まり、特定の階層・時代や地域に限られており、全体を俯瞰する研究はなかった。報告者は1年間ハノイに滞在し、ベトナム漢喃研究院と国家図書館所蔵の家譜、合計三三〇件の実物を一つ一つ確認し、目録を作成した。統計分析から、漢喃研究院等が所蔵する家譜は、ハノイとその周辺地域の阮朝成立（一八〇二）以前から儒教官僚（進士・郷貢）を輩出した超エリート層が、主に一九世紀中葉以降に編纂したものであることが分かった。

六、宋元時代における顔真卿評価をめぐって

東北文教大学 津坂貢政

熊本県立美術館所蔵の「司馬光勅授告身」（告身は任官通知書のこと）は、これが北宋の宰相として、また『資治通鑑』の編者として著名な司馬光（一〇一九〜八六）の告身であること、さらに前近代中国を代表する文人の一人でもある蘇軾（一〇三七〜一一〇一）の署名があることにより、その価値をより一層高めて今日に伝わっている。

その存在は広く知られており、宋代の肉筆文書であることから書道史研究の資料として、また元豊官制改革以前における官僚の辞令書の現存唯一の例として文書研究の資料として注

目されてきた。

報告者はかつて熊本県立美術館を訪れ、この告身の本紙部分だけでなく、それに続く跋文・款識や箱書きに至るまでを網羅的に参観する僥倖に恵まれた。これらを検討すると、この告身がいかなる経路を辿って日本の熊本に伝わったのかを知ることができるが、本報告ではその具体的な内容を、当時の日本が中国の古文物を努めて購入・収集した時代的背景と合せて考察する。

七、石窟題記銘文からみる北宋西北地域の蕃部

日本大学 伊藤一馬

北宋の西北地域（現在の中国陝西省・甘肅省・寧夏回族自治区）は、西夏との境界地域であり、また軍事前線地域でもあった。この地域には蕃部と総称されるタングト・チベット系の集団が散居していた。彼らは北宋にとって重要な軍事力の供給源であり、北宋は種々の優遇措置を講じて彼らを繋ぎとめようとしていた。このような西北地域における蕃部の実態を窺い得る資料として近年注目されているのが、現地に残る宋代の石窟題記銘文である。そこには、北宋軍事力の一翼を担う蕃部による石窟の開鑿、仏像の奉納や寄進などに関わる銘文が含まれている。本報告では、これら石窟題記銘文を利用して、蕃部と軍事・仏教との関わりを検討し、こうした活動を可能とした蕃部の経済力についても言及し、北宋西北地域における蕃部の実相に迫る手がかりとしたい。

考古学部会

一、神石高原町無袖横穴式石室墳の調査成果

広島大学 船越 雅子

広島大学 磯田 あゆみ

広島県神石高原町にはかつて四十基ほどの無袖横穴式石室墳が所在していたとされる。しかしながらほとんど古墳は未調査のまま、すでに失われてしまった。広島大学考古学研究室は二〇二〇年度より、無袖横穴式石室墳の測量（猿ヶ馬場古墳群、芸人山古墳群、下広石古墳群）および出土・表採遺物の資料紹介（高蓋塚谷古墳、猿ヶ馬場古墳群、中山四ツ塚古墳群）を行ってきた。一連の調査により、築造時期がおよそ六世紀後半から七世紀前半の間に位置づけられること、一部の古墳は吉備における鍛冶技術集団と関連の深い

瓢形環状鏡板付轡をもつことが明らかとなった。

本報告では、これまでの調査成果についてのまとめを行うとともに、備後北部地域における無袖横穴式石室墳の築造状況の把握や他地域における無袖横穴式石室墳との比較を通して、その築造背景について考察する。

二、「古代安芸国と「長者山城」

広島大学 西別府 元日

二〇二四年一月、古代山城研究会の向井一雄氏によって、前年春頃から風聞していた広島市安佐北区・安芸区と東広島市の境界部に所在する長者山西方の無名峰が、古代山城ではないかとする報告会が東広島市志和町西志和コミュニティハウスにおいて実施された。今後の本格的調査をともなう考古学的検証によって、いわゆる神籠石系山城（こうした区分さえ今後はナンセンスなものとなるかもしれない）として確定されれば、十七番目の遺跡ということになるが、いずれにしろ、組織的かつ綿密な調査を中軸とした長い時間が必要となるのではないかと考えるところである。

比較的遺構や遺物さらには伝承なども、顕著・豊富であった岡山県総社市の「鬼城山」（鬼ノ城）でも、その存在が知られ、本格的に考古学的検証が試みられるようになってから、国指定史跡となる（一九八六年三月）まで一〇年ほどの歳月がほどの歳月がついやされた（ほぼ同時期に「発見」された愛媛県西条市の永納山城跡は二八年を要した）が、いまだ、その足がかりさえ希薄な「長者山城」の場合は、これに匹敵する以上の時間が、必要なのではないかと危惧される次第である。

本報告では、この三〇年近くの古代山城にかかわる調査・研究とともに進展してきた、律令国家成立期（七世紀中葉から八世紀前半）の地方「行政」組織にかわる文献史学の立場から、交通路や「安芸国」の地域的特質を考察しながら、「長者山城」について検討しておきたい。

三、茨城に関するこれまでの経過と考え方について

福山市経済環境局文化観光振興部文化振興課 榊 拓敏

「続日本紀」養老三年（七一九年）一二月戊戌（一五日）条に、「備後国安那郡茨城葦田郡常城停」との記載があり、備後国安那郡（現在の福山市神辺町一帯）に茨城が、葦田郡（福山市新市町から府中市一帯）には常城が置かれ、この両城を停止（廃止）したとの記録があ

る。

茨城の所在地については、以前から様々な見解が示されてきた。蔵王山とする説、神辺町湯田とする説、加茂町北山とする説、井原市とする説などである。その中で、備陽史探訪の会が、古代山城研究会の協力を得て、加茂町北山芋原に所在する「オオスキ」の実査調査を行った。この調査により、古代山城に特有の内托式土塁が芋原の外周を断続的に巡っており（広瀬交流館を囲む全長約2.5km）、古代山城茨城である可能性が高いとの考えが示された。本市として、この調査結果を踏まえ、加茂町北山芋原に所在する遺構が、本当に古代山城のものであるのか、専門家の意見もいただき、また県内の他の古代山城との比較調査を進めていきたいと考えている。古代の東アジアを巻き込む激動の中に、本市も位置づいていたことを示す貴重な遺跡として、将来への保存に向けこの研究会を好機と捉え、取り組みにつなげていく。

四、常城の調査保存をめぐる現状と課題 — 推定地での調査を振り返って —

府中市教育委員会教育政策課文化財室 磯久 容子

『続日本紀』養老三年の条に記述のある「常城」は、『和名類聚抄』にみえる葦田郡都禰郷の地名から、福山市新市町常を含む範囲に所在したと考えられ、備後国府の背後にそびえる、新市町常から府中市本山町の亀ヶ岳一帯に、その所在が推定されている。

推定地では、昭和22年に府中高校の豊元国教諭による発掘調査が行われて以降、研究者や地元住民・自治体が探索してきたが、古代山林寺院青目寺跡や七つ池（灌漑用溜池）が所在するなど後世の改変もあり、いまだ明確な遺構は確認されていない。

近年、古代山城研究会の踏査によって、亀ヶ岳の山頂尾根から七つ池を取り囲む城壁線「脇坂説」を中心とした場所で、土堤状・土段状土塁等が確認され、令和5年に新たな知見として踏査成果が発表された。

将来的には発掘調査による確認が必要と考えられることから、新しい知見に併せて、府中市教育委員会が実施した試掘調査成果を報告し、常城の解明に向けた検討材料としたい。

五、長者山城跡の調査保存をめぐる現状と課題

東広島市教育委員会生涯学習部文化課 石垣 敏之

長者山城跡は、東広島市志和町奥屋と広島市安芸区・安佐北区の市境に位置する。この遺跡は、『芸藩通志』の奥屋村絵図に「長者屋敷跡」として石門と考えられる遺構が描かれており、既に江戸時代にはその存在が知られ、『賀茂郡史－原始古代研究編－』で飯田米秋氏が「…他県の古代山城の石組みによく似…」と指摘するものの“古代山城”としての研究には発展しなかった。

近年、赤色立体地図や数値標高モデル等が普及し、誰でも地形の起伏を立体的に観察することを可能にした。それは、空白地帯であった「安芸国」にも注目が寄せられることにつながり、古代山城研究会などによる地道な研究と現地踏査の結果、長者山城跡が古代山城である可能性が高いことが判明した。

一方、考古学的な調査は全く行われておらず、遺構の詳細や時期の推定も出来ていない。今回、現状と課題を把握することで、長者山城跡の調査と保存方法について検討するきっかけとしたい。

六、LiDAR 技術を用いた古代山城の地形測量

広島大学 原西 絢太

広島大学 牧田 智大

広島大学 後藤 秀昭

航空機によるレーザー測量 (LiDAR: Light Detection and Ranging) のデータの公開が進み、詳細な地形データを誰でも手軽に入手できるようになった。これらのデータにより森林内の山城など多くの遺跡が発見されるなど、利用が普及しつつある。本発表では、これらの地形データの内容やその活用例を紹介するとともに、地上で実施する LiDAR 計測を報告し、文化財調査での利用の可能性について言及する。

近年、古代山城として注目される長者門跡において、小型の地上 LiDAR と GNSS を用い、約三時間で約一三〇〇平方メートルの緯度、経度、標高の情報を持つ点群データを取得した。その後、約二日間の室内作業により、遺跡に広がる植生を除去した地表面のみのデータとし、一〇cmメッシュの地形モデルを作成した。地形モデルからは石垣の分布や複雑な石組みが正確に読み取れた。モバイル型 LiDAR などの進化もあり、対象に応じて利用することで地表に残された多様な遺跡を詳細に捉えることができるようになったと考えられる。

一、インドネシアにおける人面鳥について

広島大学 伊藤 奈保子

人面鳥 (kimnara・kimnari) は、インドで紀元前一世紀頃のパールフットや一世紀頃のサーンチー第一塔北門の浮彫をはじめ、八世紀頃カイラーサナータ寺等、広範囲に亘る時代・地域で表現されている。今回インドネシアの作例をあげ、その特徴を述べたい。

当地では、中部ジャワ地域を中心に八〜九世紀頃建立のチャンディ・ボロブドゥールの第一回廊主壁下段「バッラーティヤ王本生」をはじめ、基壇・第二回廊・第三回廊『華嚴経』「入法界品」にみられ、チャンディ・パウオンやロロ・ジョングランの祠堂に、如意樹（カルパタル）の左右に男女人面鳥を配した浮彫が確認できる。それらは男女愛の尊貴・歌舞に長ける意味合いが考えられ、翼、尾、鳥の足を有し、女性は胸のふくらみが施されている。また同時期に鑄造製ランプ等も制作されるが、王朝が東部ジャワに移行すると人面鳥はほとんどみられなくなる。

二、持光寺所蔵不動明王二童子画像について

広島大学 林 怡萱

本稿では、広島県尾道市持光寺所蔵の不動明王二童子画像を取り上げ、その現状や伝来、図像、表現技法等について総合的に考察した。本作は絹本着色の仏画として優美な表現を備えていながら、未指定文化財であるため今まで研究者に注目されることはなかった。今回は、所蔵先のご厚意のもと、カラーおよび赤外線写真による調査を行い、作品の真価に迫った。結果、全体的に黒変した画面の下に隠れていたのは真正正銘、鎌倉時代の不動明王像であった。その安定した線描や繊細な彩色、自然なぼかし入れは、まさに当時の技量ある絵仏師が残した傑作である。また、本作と同様に海の荒波が背景に描かれた鎌倉時代の諸作例との比較検討を行うことにより、本作の制作年代がおそらく一二九〇年代前後であると導き出した。本作の存在は、鎌倉時代の尾道における不動信仰の高揚を示すだけでなく、持光寺の歴史における密教との深い関連性を証明する貴重な文化財である。

三、ふくやま美術館所蔵国宝「短刀銘国光名物会津新藤五」について

広島大学 北山 紫真

ふくやま美術館が所蔵する国宝「短刀銘国光」は、鎌倉時代末期から南北朝時代初期にかけて相模国で活躍した刀工新藤五国光作とされ、会津を領地とした蒲生氏郷の所持記録から、「会津新藤五」とも呼称される。

この短刀については、図録等の解説に留まることから、本発表では、まずその来歴について、本作品が所載される『享保名物帳』とその底本『名物控』等の文献資料により、伝来した蒲生家、前田家、徳川家について述べたい。

次に、本作品の姿について詳細を確認する。法量から刀身、造り、地鉄と働き、刃文、茎、銘などを観察し、そうした中で疑問として生じた刃文を焼き直した再刃の可能性について指摘をしたい。国光作刀剣の中で本作品は研ぎ減りのない健全な作と評価されているが、その刀身から国光の掟と異なる焼き落としと呼ばれる刃文の所作が見て取れる。この再刃について国光及び同時代作とされる作品群との比較検討を通して考察を行いたい。

四、十六世紀の大名邸御成に関する一考察 — 各行事が行われた建物と部屋について —

広島大学 中村 泰朗

御成とは皇族・摂関家・将軍家などの貴人が外出することを言い、室町時代の歴代将軍は大名邸への御成を繰り返し行った。定説によれば、同時代の大名邸御成は定型化された次第があり、まず寢殿で式三献を行った後、中門の内にあつた公卿の間で進上された馬を上覧する。その後、会所へと場所を移してから、饗膳と酒宴を進める。

しかし室町時代の大名邸御成に関する故実書を精読すると、全ての事例が必ずしも上述した次第によって行われたわけではないことが分かる。特に、邸宅内に会所が存在しなかった場合には、一つの建物で部屋を替えながら、式三献・馬の上覧・饗膳・酒宴が行われたと考えられる。

本発表では、大名邸御成に関する故実書を幅広く採り上げ、これらの内容を詳細に比較検討する。そして主に十六世紀に行われた大名邸御成について、各行事が行われた建物と部屋の実態を明らかにしたい。

五、山口県山口市の清水寺山王社本殿

広島大学 勝野 永

山口県山口市宮野下に所在する清水寺は花瀧山と号し、本堂と山王社本殿は山口県の有形文化財に指定されている。このうち山王社本殿は本堂南に西面して位置し、覆屋内に収められている。山王社の創建年代は内陣安置の木牌から応安七年（一三七四）とされるが、現存本殿は棟木銘から永禄九年（一五六六）の建立と考えられる。今回、山王社本殿の各部材を実測し、構造や細部における特徴について調査を行った。

山王社本殿は一間社流造、柿葺で、身舎は円柱、庇は角柱とする。身舎正面の柱筋より一尺ほど後方に御扉を三対設けており、御扉前面は吹放とする。身舎梁間は外見上二間であるが、中央柱は片蓋であるため、内陣は床・壁・天井・御扉で囲まれた空間となる。また、庇頭貫上の墓股は地域的・時代的な特徴を反映した様式であると考えられる。

柱や垂木などに多数の当初材が見られ、毛利氏による防長経略後の神社本殿として貴重な建築であることを指摘する。

六、姫路城三の丸向御屋敷建築群の資料分析

福井大学 加藤 祐基

姫路城には、天守をはじめ、多くの建築群が現存している。加えて、縄張りも原形に近い形で残っており、三の丸の縄張りも確認できる。一方で、かつての向御屋敷の建築群は現存していない。既存の論文では、西桂氏の庭園としての復元CGなどがあるが、建築の復元根拠は不明確でゆれがある。今回、大絵図指図の「播州姫路城図」を基本資料とし、『村翁夜話集』所収の「姫路城門櫓明細書」や、酒井忠以の『玄武日記』などの文献資料を加えて検討し、向御屋敷の建築群の平面の復元を行ったので報告する。

向御屋敷の建築群のうち、中央の唐笠間は、規模に関して「明細書」の寸法と「大絵図」の部屋の大きさが合わない。今回の復元検討より、「明細書」の寸法は特徴的な建物の下屋も含めた大きさと捉えれば、八間四方で合致する。また、西桂氏は「観風楼」は南側の“接客エリア”、「活魚潭」は池の一部と推測するが、資料の分析から、位置が異なることを指摘する。

七、福井城御泉水白の御茶屋

福井大学 山際 凜

福井城の外堀沿いの、かつて御泉水と呼ばれた国指定名勝養浩館庭園は、江戸初期造園の福井藩主の別邸である。廻遊式林泉庭園で、建築はすべて失われていたが、戦災焼失の御泉水屋敷と清廉は再建されている。一方、大正期までに失われた白の御茶屋は簡素な礎石表示を見せるだけで、復元されていない。今回、この庭園の重要な要素である白の御茶屋の復元に向けて調査を行ったので、それら資料の分析を中心に報告する。

平面に関する資料には「御泉水指図」、「御泉水邸図」、「養浩館白の御茶屋平面圖」があり、大別すると江戸期の指図と、大正期とみられる図面である。この2期の図には、部屋の規模・配置など多くの違いが確認できた。遺構の礎石図と比較し、指図の文章や基準寸法などを勘案して分析した結果、江戸期の指図が明治期欠失前の白の御茶屋を示すものと判明した。

そのほか、絵画資料の「御泉水之図」の分析などとともに、白の御茶屋の復元図を提示したい。

八、兵庫県川西市平野の多太神社本殿

福井大学 足立 翔

多太神社本殿は兵庫県川西市平野に現存する。墨書から元禄六年（一六九三）の再建とされ、一部に天正六年（一五七八）の転用材があるとされる。今回、この本殿の学術調査を行い、元禄六年の再建と確認できた。また、特徴的な結綿が当地域の特徴を有すること、背面の本臺股が経年変化や意匠から天正期の転用材であることなどが判明したため、調査結果を報告する。

正面一間、側面二間の一間社春日造、檜皮葺で、身舎は円柱、庇は角柱とする。組物は庇に連三斗、身舎前面に出三斗、背面に連三斗を配する。妻飾は虹梁大瓶束式である。結綿は全体的に楕円形の雲形とし、上部に三股に分かれた特徴的な突起を付ける。背面の本臺股は、始点に短い蔓の彫り込みがあり、目玉の名残と考えられる。円弧の曲率、脚の太さ、足先などが、ほかの臺股より古式のため、天正期の転用材と考えられる。

多太神社本殿は当地域の特徴を示す中近世の事例として価値があることを指摘する。

九、福山市神辺町西中条所在の八幡神社の建造物

比治山大学 山口 佳巳

福山市神辺町西中条に所在する八幡神社（中条八幡神社）は、江戸時代から明治時代にかけて建築された社殿を複数有している。元禄十二年（一六九九）の墨書銘が残る本殿に関しては、広島県教育委員会編『広島県の近世社寺建築』（広島県文化財協会、一九八二年）において高く評価されているが、本殿以外の建造物に関しては、本格的な調査は行われたことがなかった。このたび、この八幡神社の建造物について実地調査する機会に恵まれたので、その成果を報告することとする。また、永正二年（一五〇五）の「八尋殿」（本殿）建立棟札についても合わせて紹介する。

建築年代が江戸時代まで遡るのは、本殿、随神門、社務所及び神輿舎である。そして、本殿前の小社二棟は江戸時代末期から明治時代初期の建築と推定される。江戸時代に中心的な社殿が整えられ、明治時代前期までに末社や湯立行事殿などの付属社殿が新たに建築されて、現在の景観に落ち着いたと言える。

十、大森黄谷の蔵書・ネットワークと東備の文人画同好者

福山大学 柳川 真由美

大國家（大森家）には、書状や記録だけでなく、多くの書画が伝存している。また、四代目の当主武右衛門は絵を能くし、号を黄谷という文人画家でもあった。本報告では、同家の史料から、地域文化、特に東備地域を中心とした文人画の愛好者や独習者の間における大森黄谷の役割や影響について検討したい。

黄谷自身の記録によると、頻繁に京や大坂に上り、奥文鳴や中林竹洞といった著名な絵師と対面しているほか、浦上春琴からの書状も残り交流がうかがえる。こうした交流は、近世東備を代表する知識人、武元登々庵らの仲介が端緒であったと考えられるが、黄谷も作品依頼の仲介や、所蔵する画譜や手本の貸借といった面で同好者から期待を寄せられていたことが確認できる。

大國家の史料群は近世後期の東備地域における文化活動とネットワークの様相を示す点はもちろん、作者の有名無名を問わず、地域に伝存する作品そのものの検討においても貴重

といえる。

十一、福井県南条郡南越前町の旧右近家住宅

福井大学 大坂 蒼真

旧右近家住宅は福井県南条郡南越前町に現存する。西に開けた日本海に臨んだ、切り立つ崖下の平地を占める、北前船主であった右近氏の旧住宅である。この度、学術調査を行い、天保九年（一八三八）当時の農家型住宅をもとにし、明治期に拡充増築したことが確認できた。また、多くの特徴が見出されたため、調査結果を報告する。

旧右近家住宅は、だいどころの高い火袋の架構や屋久杉の板戸が見られ、往時の豪快な造りを誇る。一方で、拡充を重ねて多くの部屋があり、床柱の材種、引手や欄間彫刻、杉柵板羽重ね張りの竿縁天井、茶室の煤竹を用いた竿縁天井は数寄の要素を窺わせる。二階は部屋が多数あり、各区画への異なる動線、区画ごとの床の間の有無などの格の違い、区画間を行き来できない構成は、異なる階層や組織の来客が同時に宿泊できる機能を備える。

変遷の様々な要素を見せる、特徴的な構成を備えた大型の船主住宅として評価できるところを指摘する。

十二、岡山県倉敷市児島田の口の町家の正面構成

福井大学 原田 龍範

岡山県倉敷市児島田の口地区は、香川の金毘羅さんと当地の瑜伽神社を結ぶかつての瀬戸内海航路をもとにする、港からの参道を中心街路とする。参拝客を相手にした商売で栄えた門前町で古い町家が残っている。今回、中心街路に面した町家及び土蔵の六十七棟を対象に正面構成の実地調査及び年代判定を行った。その結果を報告する。

児島田の口の町家は、江戸期や明治期の古いものがよく残っている。今回の調査で、年代を通じて本瓦葺の町家が確認でき、屋根への意識の強さが確認できた。また、折置組が確認でき、京呂組の与次郎梁を組み合わせた小屋組を持つ町家が相当数あることが判明した。さらに、庇の軒桁を磨き丸太とする特徴的な技法が複数の町家で見出された。他県では見られない特徴であり、広がりの確認が必要な、町家では珍しい技法である。

古い時期の町家が多く残り、特徴的な技法も見られることから、日本建築史上、重要な町

家群であることを指摘する。

十三、広島市佐伯区五日市町河内地区の「新道改修之碑」

広島市立大学 山口 えり

福井大学 山田 岳晴

広島市佐伯区五日市町河内地区には明治四十年に立碑された石碑が三基ある。これまでこれら三つの石碑については『五日市町誌』に、その存在は記録はされても、石碑そのものの細部にわたる調査、立碑された経緯などについては十分な調査が行われていなかった。本報告では、三つの石碑のうち「新道改修之碑」を取り上げる。この石碑は、今の広島県道廿号五日市筒賀線の一部の改修工事を記念し、河内村によって立てられた。この石碑の題額には「天工人其代之」と篆書体で書かれる、その出典は『書経蔡沈集伝』（『書経集伝』）の中の「虞書皋陶謨」であると推測される。題額は広島県知事であった江木千之による。石碑の表には、八幡川沿いに馬車の通行できる道が作られた経緯が書かれた。その撰文は水戸東海道人棉引泰による。本報告では、石碑の規模と題額・撰文に着目し、本石碑の地域の歴史を語る資料としての文化的価値について検討する。

十四、福井県大野市七間通り周辺域の町家の正面構成

福井大学 山田 岳晴

福井県大野市の市街地は、越前大野城の麓の盆地に広がる城下町である。市街地のほぼ中央の七間通りは、旧美濃街道の一部であり、町家が建ち並んだ町並みが残っている。今回、七間通りとその周辺域の町家形態を残す二十八棟を対象に、正面構成の実地調査及び年代判定を行った。その調査結果を報告する。

七間通り周辺域の町家は、大正期のものが最も多く、明治期のものも確認できた。すべて二階建ての切妻造平入で、間口は比較的広く、二階の建ちは低めのものが多かった。今回の調査で、下屋の出はなし、または半間の町家が占め、二階の軒が深いことが確認できた。そのほか、二階の軒裏構造は登り梁とする町家が半数を超えること、二階の両側に特徴的な形態の袖壁を有する町家が多数を占めることなどが判明した。

下屋の出、二階の軒の出とともに、登り梁、袖壁についても、多雪環境に対応した地域的

特徴と判断でき、日本建築史上、個性を有した町家群であることを指摘する。